

事 案 の 公 示

事案の種類 : 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
公示番号 : 近運自一公示第29号

令和7年1月16日
近畿運輸局

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案の概要	関係路線	備考
1	阪神バス株式会社	(新) 均一制運賃 : 310円 (旧) 均一制運賃 : 240円 特殊区間制運賃 : 大阪1区 210円 神戸1区 230円	兵庫県尼崎市全域、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、神戸市の一部エリアの一般路線バス	局長権限 管轄支局 (兵庫)
2	京都交通株式会社	対キロ区間制運賃 : 基準賃率 59円60銭 (旧47円70銭) 初乗運賃 200円 (旧150円)	京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、福井県大飯郡高浜町の一部エリアの一般路線バス	局長権限 管轄支局 (京都)

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送部門で提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の種類及び公示番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。